松島町英語検定料補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語技能検定（以下「検定」という。）を受験する生徒の保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、協会が定める１回当たりの検定料（以下「検定料」という。）の一部を補助することにより、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　検定　協会が実施する実用英語技能検定

(2)　生徒　松島中学校に通学する者及び町内に住所を有し他の自治体の区域にある中学校に通学している者

（補助金の額等）

第３条　補助金の額は、検定を受験した生徒１人当たりの検定料の２分の１の額とする。ただし、補助金の額に１００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

２　補助金の交付は、生徒１人につき１会計年度１回限りとする。ただし、１つの級に合格した者が更に上位の級を受験する場合は、当該年度であっても補助対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、英検を受験した年度の３月３１日までに、松島町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　検定料の支払を証する書類の写し

(2)　検定の結果を証する書類の写し

(3)　既に級を取得していることが分かる書類（当該年度中に更に上位の級を受験し、２回目の補助を申請する場合のみ）

（補助金の交付決定）

第５条　町長は、前条の交付申請書等を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付と決定した場合には、松島町英語検定料補助金交付決定通知書（様式第２号）により、不交付と決定した場合には、松島

町英語検定料補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第６条　町長は、前条の規定により交付決定通知をした者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和８年５月１１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。